

大阪市水道事業管理規程第20号

大阪市水道局の育児部分休業等に係る勤務条件制度の改正に伴う関係規程の整備に関する規程

(大阪市水道局職員就業規程の一部改正)

第1条 大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(勤務時間) 第3条 職員（会計年度任用職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。第17条において同じ。）を除く。以下 <u>第15条まで及び第16条の2</u> において同じ。）の勤務時間（第3項から第6項までに規定する勤務時間を除く。）は、第6条第1項第2号及び第3号に規定する休日のある週（土曜日から金曜日までの7日をいう。以下この条において同じ。）を除く1週間について、休憩時間を除き、38時間45分とする。 [2～7 略] 第13条の2 [略]	(勤務時間) 第3条 職員（会計年度任用職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。第17条において同じ。）を除く。以下 <u>第15条まで</u> において同じ。）の勤務時間（第3項から第6項までに規定する勤務時間を除く。）は、第6条第1項第2号及び第3号に規定する休日のある週（土曜日から金曜日までの7日をいう。以下この条において同じ。）を除く1週間について、休憩時間を除き、38時間45分とする。 [2～7 同左] 第13条の2 [同左]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第13条の3 [略]

[2 略]

3 介護時間は、1日を通じ2時間（第16条の2に規定する部分休業の承認のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項に規定する第1号部分休業の承認の例による承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該第1号部分休業の承認の例による承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（部分休業）

第16条の2 局長は、次に掲げる職員を除く職員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができるものとし、承認する時間の範囲及び請求方法その他承認に関しては、育児休業条例に基づく部分休業の承認の例によ

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第13条の3 [同左]

[2 同左]

3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

[新設]

る。 (1) <u>育児短時間勤務職員等</u> (2) <u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものの以外の非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
第10条 [略] 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ<u>4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間） 第11条 [略] [2 略] 3 介護時間は、1日を通じ<u>2時間</u>（<u>第11条の2に規定する部分休業の承認のうち、職</u>	第10条 [同左] 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 （介護時間） 第11条 [同左] [2 同左] 3 介護時間は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2</u>

<u>員の育児休業等に関する条例（平成４年大阪市条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第19条第１項に規定する第１号部分休業の承認の例による承認</u>を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から<u>当該第１号部分休業の承認の例による承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 <u>（部分休業）</u> <u>第11条の２</u> 局長は、<u>臨時的任用職員が請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができるものとし、承認する時間の範囲及び請求方法その他承認に関しては、育児休業条例に基づく部分休業の承認の例による。</u>	<u>時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年大阪市条例第４号）第19条第１項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から<u>当該部分休業の承認</u>を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 [新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第３条 大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
第13条 [略] ２ １時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ<u>４時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない	第13条 [同左] ２ １時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した４時間</u>（当該介護休暇と

時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(介護時間)

第14条 [略]

[2 略]

3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を通じ当該各号に定める時間（第14条の2に規定する部分休業の承認のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項に規定する第1号部分休業の承認の例による承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該第1号部分休業の承認の例による承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間））の範囲内とする。

[(1)・(2) 略]

(部分休業)

第14条の2 局長は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものが請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間

要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(介護時間)

第14条 [同左]

[2 同左]

3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した当該各号に定める時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間））の範囲内とする。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

<u>の全部又は一部について勤務しないこと</u> <u>(以下この条において「部分休業」とい</u> <u>う。)</u> を承認することができるものとし、 <u>承認する時間の範囲及び請求方法その他承</u> <u>認に関しては、育児休業条例に基づく部分</u> <u>休業の承認の例による。</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市水道局企業職員給与規程の一部改正)

第4条 大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
(給与が減額されることとなる勤務しないことについての管理者の承認等) 第30条 条例第15条第1項の規定により管理者が定める職員が勤務しないことについての管理者の承認は、次のとおりとする。 [(1)～(3) 略] <u>(3の2) 部分休業の承認</u> [(4)～(6) 略]	(給与が減額されることとなる勤務しないことについての管理者の承認等) 第30条 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設] [(4)～(6) 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程の一部改正)

第5条 大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(勤務成績に応じた昇給の号給数)

第20条 [略]

[2・3 略]

4 前項各号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

[(1)～(7) 略]

(8) 大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）第16条の2に規定する部分休業（1日単位のものに限る。以下「育児部分休業」という。）

(9)～(14) [略]

[5 略]

(復職等をした職員の号給の調整)

第32条 休職を命ぜられ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員、育児休業をしている職員、育児部分休業をしている職員、自己啓発等休業をしている職員若しくは配偶者同行休業をしている職員が職務に復帰し、又は病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）、介護休暇若しくはやむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、育児休業をした期間、育児部分休業をした期間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間、休暇の期間又は欠勤の

(勤務成績に応じた昇給の号給数)

第20条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)～(7) 同左]

[新設]

(8)～(13) [同左]

[5 同左]

(復職等をした職員の号給の調整)

第32条 休職を命ぜられ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員、育児休業をしている職員、自己啓発等休業をしている職員若しくは配偶者同行休業をしている職員が職務に復帰し、又は病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）、介護休暇若しくはやむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、育児休業をした期間、自己啓発等休業をした期間、配偶者同行休業をした期間、休暇の期間又は欠勤の期間を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところ

期間を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日及び同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に局長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 別表第8（第32条関係） 休職期間等換算表 <table> <tr> <th>休職等の期間</th><th>換算率</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[育児休業をした期間]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>育児部分休業をした期間</u></td><td><u>3 / 3 以下</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	休職等の期間	換算率	[略]		[育児休業をした期間]	[略]	<u>育児部分休業をした期間</u>	<u>3 / 3 以下</u>	[略]		により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日及び同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に局長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 別表第8（第32条関係） 休職期間等換算表 <table> <tr> <th>休職等の期間</th><th>換算率</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td></td></tr> <tr> <td>[育児休業をした期間]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>[新設]</td><td></td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td></td></tr> </table>	休職等の期間	換算率	[同左]		[育児休業をした期間]	[同左]	[新設]		[同左]	
休職等の期間	換算率																				
[略]																					
[育児休業をした期間]	[略]																				
<u>育児部分休業をした期間</u>	<u>3 / 3 以下</u>																				
[略]																					
休職等の期間	換算率																				
[同左]																					
[育児休業をした期間]	[同左]																				
[新設]																					
[同左]																					
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																					

（大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第6条 大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第12条 会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての局長の承認（次に掲げるものを除く。）があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額す	（給与の減額） 第12条 [同左]

る。 [(1)～(2) 略] <u>(2の2)</u> 部分休業の承認 [(3)～(5) 略] [2 略]	[(1)～(2) 同左] [新設] [(3)～(5) 同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第 7 条 大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第 7 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことについての大阪市水道局長（以下「局長」という。）の承認（次に掲げるものを除く。）があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給与額をその者に支給すべき給与の額から減額する。 [(1)～(3) 略] <u>(3の2)</u> 部分休業の承認 [(4)～(6) 略] [2 略]	(給与の減額) 第 7 条 [同左] [(1)～(3) 同左] [新設] [(4)～(6) 同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(令和 7 年 9 月30日揭示済)